

春日井市立学校の施設開放に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立学校の施設（体育施設を除く。）を、学校教育に支障のない範囲で地域住民に開放することにより、生涯学習活動の推進とコミュニティの育成に寄与することを目的とする。

(学校施設開放運営委員会)

第2条 教育委員会は、開放する学校施設の適正な運営を図るため、開放を行う学校ごとに学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 運営委員会は、10人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 施設を開放する学校の教員
- (2) P T A会員
- (3) 区町内会等の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開放施設)

第3条 地域に開放する学校施設は、別表第1に掲げる学校の学校教育に支障のない教室（以下「開放教室」という。）とする。

(開放日時)

第4条 開放教室の開放日は学校の授業が行われる日とし、開放時間は別表第2のとおりとする。ただし、土曜日は午前のみとする。

(利用内容)

第5条 開放教室を利用して行うことができる活動は、次のとおりとする。

(1) 社会教育、文化、レクリエーション等の生涯学習活動

(2) まちづくりのための地域活動

(利用できる者)

第6条 開放教室を利用できる者は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、教育委員会に登録した団体（以下「学校開放教室利用団体」という。）とする。

(1) 社会教育活動及び地域活動を主たる目的とする団体であること。

(2) 10人以上で組織する団体で、当該学区の在住者が5人以上であること。

(3) 成人の責任者を有すること。

(登録及び利用許可の申請)

第7条 前条の規定により開放教室利用団体として登録し、開放施設を利用しようとする団体は、毎年3月15日までに翌年度の登録及び翌年度分の利用に係る学校開放教室利用団体登録申請書兼学校開放教室利用許可申請書（第1号様式。以下「登録兼利用許可申請書」という。）及び会員名簿（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度途中に開放教室を利用するため、開放教室利用団体の登録をしようとする団体については、利用開始日の6月前から7日前までに登録兼利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の認定及び利用の許可)

第8条 教育委員会は、学校開放教室利用団体の登録及び開放教室の利用に当たって、当該学校長（当該学校に運営委員会が設置されている場合は、当該運営委員会）の意見を聴かなければならない。

2 前条による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、教育

委員会は、登録を認定せず、利用の許可をしないものとする。

- (1) 虚偽の申請であるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動のために登録及び利用しようとするとき。
- (3) 営利目的のために登録及び利用しようとするとき。
- (4) 利用目的が学校の管理上支障があるとき。
- (5) その他教育委員会が登録及び利用させることが適当でないと認めるとき。

3 教育委員会は、第1項の意見をふまえ、学校開放教室利用団体として登録し、開放教室の利用を認めたときは、申請者に対し、学校開放教室利用団体登録証兼学校開放教室利用許可書（第3号様式。以下「登録証兼利用許可書」という。）を交付するものとする。

（登録の有効期限）

第9条 学校開放教室利用団体の登録有効期限は、登録証兼利用許可書に記載された最初の利用日からその日の属する年度の3月31日までとする。

（登録及び利用許可の変更等）

第10条 学校開放教室利用団体は、登録事項及び利用許可事項に変更があったときは、速やかに学校開放教室利用団体登録内容変更届兼学校開放教室利用許可変更申請書（第4号様式）を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届け出により、登録証兼利用許可書に記載する事項を変更する必要があると認める場合は、教育委員会は、変更前の登録証兼利用許可書と引き換えに、速やかに登録証兼利用許可書の再発行を行わなければならない。

3 学校開放教室利用団体は、第9条に規定する登録の有効期限内

に利用を取りやめようとするときは、速やかに学校開放教室利用団体登録取消届兼学校開放教室利用許可取消申請書(第5号様式)に登録証兼利用許可書を添えて教育委員会に届け出なければならない。

- 4 第3項の規定による届け出により、届出団体の利用を取りやめる必要があると認める場合は、教育委員会は、速やかに登録証兼利用許可書を返戻させなければならない。

(登録及び利用許可の取消し)

第11条 教育委員会は、学校開放教室利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録及び利用許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録をしたとき。
 - (2) 政治的又は宗教的活動のために利用しようとしたとき。
 - (3) 営利目的のために利用しようとしたとき。
 - (4) 利用目的が学校の管理上支障があるとき。
 - (5) その他学校開放教室利用団体として不相当と認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定に基づき登録及び利用許可を取り消したときは、当該団体に学校開放教室利用団体登録取消兼学校開放教室利用許可取消通知書(第6号様式)により通知するものとする。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の取り消し又は利用を停止することができる。
- (1) 学校教育に支障があるとき。
 - (2) 学校開放教室利用団体が、この要綱の規定及び教育委員会の指示に従わないとき。
 - (3) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。
 - (4) 警報が発令されたとき。

(5) 開放教室の利用に当たって適当でない行為があったとき又は行われるおそれがあるとき。

4 教育委員会は、前項の規定に基づき利用の許可を取り消し、又は利用を停止したときは、当該団体に学校開放教室利用許可取消（停止）通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（損害賠償）

第12条 学校開放教室利用団体は、学校内の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、学校開放教室損傷届（第8号様式）を教育委員会に提出し、その指示に従うとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りではない。

（事故の報告）

第13条 学校開放教室利用団体は、開放教室の利用中事故が発生したときは、直ちに当該学校長に報告し、その指示に従うとともに、事故報告書（第9号様式）により、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 開放時間中における学校開放教室利用団体の事故については、学校は、その責を負わないものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、開放教室の管理について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年12月3日から施行する。ただし、使用開始は平成6年2月からとし、平成5年度及び平成6年度の登録申請及び利用許可申請（第7条及び第9条関係）は平成6年1月14日までに教育委員会に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定は、平成23年4月1日以後の利用に係る学校開放教室利用団体の登録を受けようとする者に係るものから適用し、同日前の利用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表第1（第3条関係）

学校名	白山小学校、牛山小学校、石尾台小学校
-----	--------------------

別表第2（第4条関係）

区分	開 放 時 間
午前	午前9時から正午まで
午後	正午から午後4時まで

第1号様式（第7条関係）

学校開放教室利用団体登録申請書兼学校開放教室利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

申請者
住所

氏名
(電話)

春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定に基づき、次のとおり学校開放教室利用団体の登録及び学校開放教室の利用を申請します。

団 体 名				
代 表 者 (責任者)	住 所			
	氏 名		電 話	
	勤務先		電 話	
利 用 内 容				
利 用 学 校		学校		
利用曜日・時間帯		第	曜日	午前 ・ 午後
利 用 人 数				
添 付 書 類		会員名簿		
備 考				

第3号様式（第8条関係）

学校開放教室利用団体登録証兼学校開放教室利用許可書			
登録番号		利用 学校	学校
団体名		人数	人
代表者 (責任者)	住所		
	氏名	電話	
利用曜日・時間帯	第	曜日	午前 ・ 午後
利用内容			
上記の団体は、学校開放教室利用登録団体であることを証明し、学校開放教室の利用を許可します。			
年 月 日			
春日井市教育委員会 印			
注意事項			
1 利用の際には、この学校職員の求めに応じてこの許可書を提示すること。			
2 この許可書を他の団体に貸与してはならない。			
3 この許可書を紛失したときは、速やかに教育委員会に届け出ること。			

第4号様式（第10条関係）

学校開放教室利用団体登録内容変更届兼学校開放教室利用許可変更申請書

年 月 日

（宛先）春日井市教育委員会

申請者
住所

氏名
（電話 ）

春日井市立学校の施設開放に関する要綱の規定に基づき、次のとおり学校開放教室利用団体登録内容の変更を届け出、学校開放教室利用許可の変更を申請します。

変更項目	変 更 前	変 更 後

第6号様式（第11条関係）

学校開放教室利用団体登録取消兼学校開放教室利用許可取消通知書

第 年 月 日
第 号

様

春日井市教育委員会 印

次の理由により、貴団体の学校開放教室利用団体の登録及び学校開放教室の利用許可を取り消したので通知します。

（取消理由）

第7号様式（第11条関係）

学校開放教室利用許可取消（停止）通知書

第 年 月 日
号

様

春日井市教育委員会 印

次の理由により、次の利用に係る貴団体の学校開放教室の利用許可を取り消し（停止し）たので通知します。

（利用日及び時間帯）

（取消（停止）理由）

第8号様式（第12条関係）

学 校 開 放 教 室 損 傷 届

年 月 日

(宛先) 春日井市教育委員会

団体名

代表者名

報告者 住所

氏名

(電話)

学校開放教室の利用に当たって、次のとおり施設・設備を損傷したので届け
出ます。

利 用 施 設	学 校		
許 可 番 号		許可年月日	年 月 日
損 傷 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分
損傷施設・設備等			
損 傷 理 由			
損 傷 状 況			
備 考			

第9号様式（第13条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">事 故 報 告 書</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">(宛先) 春日井市教育委員会</p> <p style="margin: 20px 0;">団体名</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">代表者名</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">報告者 住所</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">氏名</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">(電話)</p> <p style="margin: 20px 0;">学校開放教室の利用に当たって、次のとおり事故が発生しましたので届け出ます。</p>			
利 用 施 設	学 校		
許 可 番 号		許可年月日	年 月 日
事故発生日時	年 月 日	午前・午後	時 分
負傷者	住 所		
	氏 名		
事故発生時の 状況及び処置			
備 考			